

社会福祉法人南部町社会福祉協議会
会長及び常務理事の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南部町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づいて、本会会長及び常務理事の報酬支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 理事及び監事には報酬は支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、本会会長及び常務理事に対し、次のとおり報酬を支給する。

会 長	日額 5,700 円 ただし、支給額は月額 50,000 円を限度とし、会議等の出席に伴う報酬は支給しない。
常務理事	月額 160,000 円

附則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

附則

この規程の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程の一部改正は、平成27年5月27日から施行する。

附則

この規程の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程の一部改正は、平成29年9月19日から施行する。